

疾病予防運動施設

メディカルフィットネススポーツクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称 所在地)

本クラブは「疾病予防運動施設 メディカルフィットネススポーツクラブ」
以下「クラブ」と称し、北海道千歳市長都駅前3丁目1-31を所在地とします。

第2条 (運営 管理)

クラブの運営並びに管理は、本規約ならびに別に定める規則に基づき「医療法人社団高橋整形外科クリニック」が行います。

第3条 (目的)

本クラブは、こどもから高齢の方までの健康増進や維持することを目的として健康寿命を延伸できるように支援すると共に、健全な交流の場として会員相互の親睦と生活の質の向上を目指します。

第4条 (会員の名称)

- 1 本クラブの会員の名称を、メディカル会員、ベーシック会員、ジュニア会員とします。
- 2 本クラブは会員の種類を設定、変更、または廃止することができます。

第5条 (会員の入会資格)

- 1 本規約ならびに諸規則を遵守される方（未成年者の場合は保護者の同意が必要となります）。
- 2 心身ともに健康で過去に重大な病歴などがなく医師から運動を禁じられていない方。
- 3 暴力団、その他これに類似する団体あるいは構成員ではない方。
- 4 刺青、タトゥー、タトゥーシールなどを行っている場合は、第三者の目に触れることのないような工夫ができる方（第三者から指摘を受けた場合、入会をお断り、すでに入会されていても退会していただきます）。
- 5 伝染病疾患を有しない方。

第6条 (入会手続き)

クラブへの入会希望者は、所定の申し込み手続きを行いクラブの承認を得た上で、所定の事務手数料及び会費を納入していただきます。

第7条 (会員カードについて)

会員カードの取り扱いは次の各号の通りです。

- 1 会員カードに名前を記入します。
- 2 会員が会員カードを紛失した場合は、速やかに届け出てください。なお、会員カードを紛失された場合は所定の手続き、手数料により再発行いたします。
- 3 クラブを利用するときは、必ず会員カードを提出してください。
- 4 会員カードを、第三者に貸与又は譲渡することはできません。

第8条 (諸規則の遵守)

会員は本規則及び別に定める規則に従わなければなりません。

第9条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に、その資格を喪失します。

- 1 死亡
- 2 第10条による退会。
- 3 第11条による除名。

第10条（退会および休会）

会員が退会及び休会するときは、速やかに所定の書面をもって届け出なければなりません。退会時に会費などの未払い金がある場合は、これを完納しなければなりません。

第11条（退会勧告及び除名）

次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、当該会員の退会を勧告し、会員資格を喪失させることとします。

- 1 他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき。
- 2 本規約及び諸規則に違反したとき。
- 3 会費その他諸費用の支払いを怠り督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき。
- 4 故意に施設、設備を毀損したとき。
- 5 その他、著しく会員にふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 6 施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動などを行ったとき。

第12条（責任事項）

- 1 会員は、筋力トレーニング、エアロビクスその他のエクササイズ、バスケットボールなどの球技、ボクシングなど、本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変及びそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のある会員、服薬・通院されている会員は、ご自身で医師に相談・判断の上自己責任において運動を行うものとします。
- 2 会員がクラブの施設内に入場した後に生じたその会員に係る障害、盗難などの人的、物的事故については、一切の責任を負わないこととします。
- 3 クラブは、前1項のメニューの実施に際し、会員が安全にお楽しみいただけるように充分配慮します。
- 4 会員は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他の会員の怪我、事故等を回避するよう注意するものとする。
- 5 会員は、クラブスタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けた時は、それに従うものとする。
- 6 会員がクラブを利用する際に生じた怪我、事故等に対して、クラブは、クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。会員同士によって怪我、事故等が生じたときは、会員同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 7 被害に遭われた会員が、クラブや被害を与えた会員に対して損害の賠償を請求した場合といえども、クラブや被害を与えた会員について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合に会員に発生した損害（怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む）は、会員自身で負担する必要があることを認識するものとし、会員は、必要と認める時は、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置を取るものとします。クラブは、会員が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責

任を負うものではありません。

8 会員はクラブの施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、クラブに損害を与えた場合は、速やかにクラブの請求に基づいて、その賠償の責を負うこととします。

9 未成年の会員の保護者は、前3項の定めに基づいてその会員と連帯して賠償の責を負うこととします。

第13条 (変更事項)

会員は、住所、連絡先、銀行口座番号その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

第14条 (個人情報の収集、利用、提供及び登録に関する同意)

会員は申込時に会員が記入する氏名、生年月日、住所、電話番号などの情報(以下、「個人情報」という)の収集、利用、提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- 1 クラブは、個人情報を本規約に従い、クラブの運営に利用します。運営業務には会員カードや更新案内の送付、定期刊行物の送付、その他、各種ご案内などの送付を含みます。
- 2 クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を識別できない方法により、個人情報を統計データとして開示することがあります。
- 3 前項に定める場合の他、法令に基づく要請など正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
- 4 クラブは個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理します。

第2章 会費および事務手数料

第15条 (利用料金等)

ベーシック会員、メディカル会員、ジュニア会員はクラブが定める月会費を、所定の方法により納入しなければなりません。また支払われた入会金、会費、利用料金などは、斟酌すべき事情がある場合を除き返還いたしません。

第16条

利用料金及びその他の料金(以下「料金等」という)は別途定め、掲示などにより会員などにお知らせします。

第17条 (入会金、月会費、事務手数料、料金等の変更)

クラブは、月会費、入会金、1回券、回数券、事務手数料等を変更することができます。この場合、変更前に掲示等により会員等にお知らせします。

第18条 (休業又は閉鎖)

クラブは次の事由により、施設の全部又は一部を休業若しくは閉鎖することがあります。この場合、事前に掲示等により会員等にお知らせします。

- 1 天災、地変等その他やむを得ない事由により開場が不可能なとき。
- 2 安全および衛生管理上、設備、機器等の点検・修理等が必要なとき。
- 3 施設の大掛かりな清掃、および施設の補修又は改修を行うとき。
- 4 法令の定め、又は行政指導に基づくとき。
- 5 その他、各号と同等と認められる事由が生じたとき。

第19条 (利用制限)

クラブは、講演会などクラブの企画する行事を開催する場合、ならびに運営管理上必要と認められた場合には、施設の全部又は一部の利用若しくは利用時間を制限することがあります。

第20条（管轄裁判所）

クラブの運営管理について、会員に係る損害につき紛争が生じた場合は、クラブの所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第3章 補足

第21条（規約等の改正）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項はクラブがこれを定めます。

第22条

クラブは、本規約及び規則等を改正、若しくは廃止することができます。

付 則

- 1 この会則は、令和3年 8月26日から施行する。

疾病予防運動施設

メディカルフィットネススポーツクラブ細則

第1条（営業時間）

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日

9：00～20：00

*第3水曜日

9：00～13：00

木曜日、土曜日

9：00～13：00

*第3木曜日

9：00～20：00

第2条（定休日）

毎週日曜日 祝日

その他「医療法人社団 高橋整形外科クリニック」が定める休日。

第3条（会費および事務手数料）

1 コース別会費および事務手数料等

ベーシック会員	11,000円	高校生以上
メディカル会員	8,800円	医師により運動療法が必要と勧められた方 運動処方箋をお持ちの方
ジュニア会員	6,600円	小学生から中学生
1回券	1,300円	全会員共通
回数券（5回+1回無料）	6,500円	全会員共通
入会金	11,000円	全会員共通（回数券利用の場合を除く）
事務手数料	1,650円	全会員共通

2 ベーシック会員については、2回目以降の体組成測定、体力測定は必要に応じ実施します。
（別途、費用1,100円/人/回を申し受けます。）

3 メディカル会員は本クラブが連携する医療機関（又は他院）を3ヵ月に1回受診し、医師から生活習慣病等に関し運動等の指導を受けることになります。また、必要な医療情報はクラブに提供されます。

4 医師による診察を受けた場合の受診料は会員の負担とし保険証を提示しクリニックの会計窓口で支払うこととします。

5 すべて消費税込みの価格です。

第5条（メディカルチェックの実施）

入会の際はメディカルチェック、体力測定を実施します。

第6条（料金の支払い）

1 入会の際は入会の日付に拘らず、会員名称とコース区分に従って事務手数料をお支払いいただきます。

2 入会時にお支払いいただく会費は1日から30日とみなして、当月分と翌月分を現金、若しくはクレジットカードにてお支払いいただきます。月の中途での入会は、1回券または回数券での対応とさせていただきます。

3 入会の翌々月の月会費については1日から月末までを1か月とし、当該月の会費を前月の27日に自動引き落としとするものとします。

4 前2項および3項について、自動引き落としの手続きが完了していない場合は、翌月の月会費を当該月末までに現金もしくはクレジットカードにてお支払いいただくことがあります。

5 休日などで振替日が変わる場合があります。

第7条（退会及び休会及び復会）

1 やむを得ない事情により退会または休会する場合は、退会または休会する前月末日までに所定用紙に記入して提出していただきます。

2 休会は毎月1日から1月単位で希望する期間としますが6か月を限度とさせていただきます。なお6か月を超えて復会の申し出がない場合は、退会とさせていただきます。

3 復会に当たっては、復会を口頭にてお申し出ることにより特に書類での手続きは不要とします。

4 休会中（最長6か月間）の会費は、1,000円/月 とさせていただきます。

なお事情は考慮させていただきます。

付 則

1 この細則は、令和3年 8月26日から施行する。